

平成20年第1回東大和市議会総務委員会記録

平成20年3月17日（月曜日）

出席委員（8名）

委員長	関田正民君	副委員長	関野杜成君
委員	西川洋一君	委員	粕谷洋右君
委員	蜂須賀千雅君	委員	中間建二君
委員	御殿谷一彦君	委員	大后治雄君

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

4番	粕谷久美子君	5番	長瀬りつ君
6番	中村庄一郎君	22番	二宮由子君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	三浦文一君

出席説明員（5名）

企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
財政課長	関田新一君	職員課長	田代雄己君
総務部副参事	溝呂木公一君		

会議に付した案件

- (1) 第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例
- (2) 20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情

午前 9時32分 開議

○委員長（関田正民君） ただいまから平成20年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（関田正民君） 初めに、第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（粕谷洋右君） 14条の関係なんですけど、休暇の種類についてなんですけども、ここに職員の休暇は年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とすると。四つに分けられて決められているんですけども、この規定につきましては、国と地方自治体、それらも同じなんですか。

それと、15条に年次有給休暇についての定めがあるんですが、1年に20日となっておりますけども、当市の職員の有給休暇の取得状況はどのくらいなんですか。

それとあと職員の人員削減が進む中で、他の自治体と比べまして、当市は取得率はどのくらいになっているんですか。

○総務部長（渡辺和之君） 1点目の休暇の関係でございますけれども、今まで規則、条例等でまちまちに構成をしていたものを、ここできちっと条例を一本化してそろえようということです。整理したものが年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇の4種類に整理をさせていただきました。

国、東京都も構成は同じでございます。ただし特別休暇の数が違います。国は13、東京都は16、当市は17です。特に今回は少子化対策、あるいは子育て支援、こういう観点から新たな休暇として、新設としまして妊娠症状対応休暇、これにつきましては26市中まだ8市のみしか実施しておりません。当市もですね、早くこういう休暇を取り入れたと。

次に早期流産休暇、これにつきましても、まだ26市中5市です。しかし、うちが早くこういう休暇を取り入れると。育児参加休暇、これもまだ26市中3市です。それから、子どもの看護休暇、これはもう既に26市中24市が実施をしています。あとはボランティア休暇というものを新しく新設をしたものでございます。

次に年次有給休暇の関係です。これについては、現在1年につき20日間付与をしております。ただし、翌年に20日を限度に繰り越せるようにしております。そういう観点から、現在の職員の取得率ですけれども、平成17年で年間13日、34.5%、18年で12.1日、取得率で32.2%です。ちなみに、東京都は17年の数字ですけれども、14.6日取得しています。全国平均の市区——市の関係では、これは18年のデータですが、11.8日を取得しております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 今回の条例で、対少子化、それから子育てということで、大変に支援していただいて——支援するということはいいことだと思います。市民感覚ということで、ちょっと2点ほどお話を聞かせていただきたいなと思います。

1点が、90日の病気休暇をとれるということでありまして、一つ懸念されるのが90日お休みになってから、一度90日目ぐらいに出勤されて、お医者さんの証明を持ってきてまた90日、こういうことが複数回繰り返されることあるんじゃないかという懸念がされるんですけども、その辺のガードというか、どういうふうにお考えになられているのか、お聞きしたいと思います。

それからもう一つが夏季休暇という制度、これは以前からある制度でございますけども、これが一応7月、8月、9月で3カ月間の間に5日間をとるようなお話になっております。会社によっては、こういうとり方をされている会社もあるようでございますけども、私の感覚から言いますと、これはあくまでも20日間の休暇の一部ではないかと、20日間の有給休暇の一部ではないか。どういうことかといいますと、人によっては夏に休みたい人もいますけども、私は冬に休むことが体のリフレッシュにもなるので冬に休みたい、という方もいらっしゃる。冬の10月、11月、12月の3カ月に5日間の休暇が特別にもらえるのかというと、そういう制度にはなっていない。夏だけに与えるというのがちょっと…。当然これは昔からの歴史があるので、こういう制度になっているのだと思いますけども、一部市民のほうから見ますと、ちょっとずれるんじゃないかなというふうにも思いますので、その辺の御意見もお聞きしたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 2点いただきましたけども、夏季休暇のほうをまず答弁させていただきますが、先生おっしゃるとおりで、確かに冬に休暇をとりたいという職員もいらっしゃると思います。この夏季休暇が社会一般に普及して定着していることから、平成3年からこれ導入をされています。国におきましても、夏季——特に盆等において、帰省等によって休暇が広く普及をしてきたことから、民間でもこのような習慣に合わせて休業等によりまして、夏季の休暇を取り入れることが広がってきました。民間においてこのような夏季休暇が一般的に広がってきたことから、我々公務員につきましても、夏季において心身の健康の増進という意義があるということが認められた導入経過です。

そこで、確かに民間は——我々サービス業ですが、民間は例えば製造業ですとラインをとめまして、お正月、あるいはゴールデンウィーク、さらには夏、冬にまで、長期休業して心身のリフレッシュに充てているということは確かにそうでございます。我々サービス業でございますので、年次休暇の20日間のほかに、心身のリフレッシュをしてもらうということで、7、8、9月の3カ月に5日間、自分のペースに沿ってお休みをいただくということで、もちろん業務に支障がないという範囲で取得することになっておりますけども、今のところ夏季だけということになっておりますけれども、冬季についてそういうお話をいただいたということですが、なかなか冬季についても特別休暇を与えるというのは現状では難しいと。民間とはちょっと違いますけども——と思っております。そこで冬季については、職員で年間の20日の休暇で対応しているというのが現状でございます。

病気休暇のほうにつきましては、担当より説明をさせていただきます。

○職員課長（田代雄己君） 病気休暇のケースを繰り返すような場合、それをどうやってガードしているかということですが、現在も病気休暇は90日ということになっておりまして、仮にそれを過ぎると、地方公務員法の分限処分に当たります休職処分をしております。その場合には、給与が100分の80というような、そういうペナルティーのような形で給与の支給も制限されております。

現在復職に当たりまして、職員課と病欠者と話をしまして、仮に繰り返すようなことであると、やはり市民感情からも問題があるということで、1カ月の期間をきちんと勤務しないと、同じ理由でもう一回休んだ場合には、継続にしますよということで話をさせていただいて、それで休職を認めているというようなことでガードをしているような、そういう形でございます。

以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） 今の病気休暇の関係ですけれども、復職しまして即業務につかせるということではなくて、職場復帰訓練といいまして、1カ月間職員課なら職員課に来てもらって、時間も最初は半日から始め

まして、次は3時まで、あるいは4時までというふうな形で、勤務状況を観察しまして、復職に向けて対応しているということでございます。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 夏季休暇のお話で、ちょっと方向が違っているかなと思ってちょっと質問させていただきます。

本来的には、20日間の有給休暇をいただいているわけでございますので、その中で夏季休暇、それから冬季休む、春休む、これはもう個人の勝手ということで、その中でおさめていただくのが一般感覚かなと、本来の有給休暇の使い方ではないかなというふうには私は思っております。いかがでしょうか。

○総務部長（渡辺和之君） おっしゃるとおりですね、春、夏、秋、四季を通して20日間の中で休暇をとると。この休暇につきましては、当然与えられた休暇でございますので、心身のリフレッシュということではなくて、個人的にいろいろ所用がございますので、職員もそういう中で休暇を使って対応していると。ただ夏休みだけは、そういう国あるいは東京都の関係もありますけれども、心身の健康の増進ということが必要であるということで、特別に5日間付与しているというのが現状でございます。

以上です。

○委員（大后治雄君） ここ最近、にわかサービス残業というものについての報道が多くなったように思います。東大和市においてはこうしたサービス残業があるのかどうか。サービス残業がもしあるとすれば、それを強いるような状況になっているのかどうかということが1点。

それから17条の関係で、先ほど4点ばかり妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、この四つが何市しか行っていないというような休暇であるというようなお話をいただきましたけれども、これが本市独自のものなのかというか、ほかに規定として、本市独自なものがあるのかどうか。あとは本市独自ではなかったとしても、ほかの自治体と比べて、まだ取り入れている自治体が少ない規定は、ほかにあるのかどうかということの2点を確認をさせていただきます。

○総務部長（渡辺和之君） 1点目のサービス残業の関係ですけれども、これはいろいろと各議員さんからもお話をいただいておりますけれども、組合とも団交あるいは事務折衝でもお話をさせていただきますが、組合としては、そういう実態調査をしてほしいという要望があります。その中で、まず市のスタンスとしましては、この残業というのは、きちっと管理職が職務命令を発し、それによって残業をし、その報告が職員課に上がってきて支払いをすると、これが基本的にはルールになっています。

そういう中で、組合さんもサービス残業をしているんじゃないかと、その辺はどうなのかというお話がありました。これは私から、組合さんからありましたので、徹底して管理職に通知を出しました。きちっとした残業管理をなささいということで、職務命令をきちっと発して、管理職として職員の把握に努めてほしいというものをしました。再度そういうお話が出てくるとすれば、これはきちっと再度また管理職を集めるなりして、話をしていかなくはいけないなというふうには思っていますけれども、現状ではルールに沿ってやっておりますので、サービス残業はしていないというふうには認識をしています。

次に、新設休暇が他市とどうなのかという部分につきましては、担当から答弁します。

○総務部副参事（溝呂木公一君） 今の17条の関係、特別休暇で他市が余り取り入れてないもの以外のものについてということなんですけれども、これにつきましては、ほぼ全市が休暇、または職務免除とか、何らかの方法で取り入れております。今御質問ございました例えば妊娠症状休暇ですと、対応という形で8市、早期流産

休暇だと5市、育児参加休暇ですと3市しかまだ取り入れておりませんが、この三つにつきましては、東京都のほうが取り入れてございます。当市の基本的な考え方としまして、休暇制度、給与制度を東京都に少しずつ合わせていこうということで、今給与条例も改正の御提案もさせていただいているんですけども、それと合わせた形ですね、東京都の制度に持っていこうかなというふうに思っております。

それと育児参加休暇は、これは子育てに男性職員も参加しろという意味の休暇なんですけれども、こちらにつきましては、国の一つの考え方で、子育てについて男性もどんどん積極的に参加しろということで、国がこの制度を取り入れております。国と東京都が取り入れております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） そのほかですけれども、有給休暇の消化率として、おおむね12日前後ということだろうと思うんですけども、基本的に20日とれるということになっておりますので、そういった点においては、消化されてない部分も結構あるかなというふうに思います。

そこで伺いますけれども、有給休暇をとりやすくするというか、とりにくい状態があるのではないかという懸念も当然されるわけですが、そういった形でとりやすくするような方策、そういったことを——申し出られるよう、申し出ることがしやすいような方策というものを考えているのであれば、それを教えていただきたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） おっしゃるとおりで、休暇が付与されているわけですから、できるだけ消化するように、人事の担当としてはお願いしたいというふうに思っています。

まず1点目は、自分の都合で休暇をとっていくということで、消化率が100%でないんですが、例えば20日間付与されて10日とりますと、残った10日というのは捨てるのではなくて、翌年に持っていけるんですね。そういうことも考えながら職員は休暇を消化しているという部分もあると思います、病気以外ですね、病気以外で。とりやすくするためにはどうするかということですけど、これはもう各課の状況によって違います。繁忙期もありますので、その辺はきちっと部長は課長さん方を、あるいは課長は係長さん、担当者までよく状況を把握して、休暇がとれないようだったらこちらから休暇をとりなさいと、仕事随分したでしよう、というふうな形で、例えば総務部ですけれども、そういうふうな話でとりやすくするようにしていますけれども、なかなか職員は自分の仕事に没頭しまして、一生懸命やっていますけれども、なるだけとりやすくするような形で管理職が、部長、課長がその辺をよく見てあげて、とりやすくするような方策を考えていかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 今回の条例なんですけれども、職員の皆さんの休日・休暇・勤務時間、きちっと精査することで、職員の皆さんの心身ともに良好な状態を保ちながら、市民サービスの充実に努めていくということで評価をしているんですが、その上で一方ですね、いわゆる今世間では公務員の仕事、勤務の実態のあり方について非常に厳しい目を向けられていることも、これ一方では事実だと思うんですね。特に最近マスコミ等で報道されているのが、京都市ですとか大阪市の例で、いわゆる職員の中抜け問題、それから労働組合の活動——勤務をしているということにしておきながら、ほかのことをやっている、労働組合の活動をやっている。また、中抜けをして私的なことをやっている。

要はこれは、きちんとこういう休日、休暇制度があるわけですから、きちんと本来届け出さずればできるはずなのに、それを勤務をしたことにして、ほかのことをやっている、ここにこれは問題が当然あるわけで、

これは当然絶対当市ではそういうことはあってはいけないわけですが、こういうことをこの条例改正を通して、きちっと担当部なり、担当課のほうで、この中抜けですとか、組合活動等に名をかりた他のことをしながら、一方で給与は得ていく、こういうことを明確に、これはしっかりと制限しなきゃいけないと私は思うんですけども、この点についてはこの条例の改正の中でどういうふうな考え方を持たれたのか、この点について確認をしたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 委員さんのおっしゃるとおりです。公務員のバッシングというのはかなり最近強くなってきておりますけれども、市民からも厳しい目で見られているのは当然承知しています。京都市、大阪市の事例もいただきましたけども、中抜け、あるいは労働組合という名をかりて私的なことをしているなんていうのは、あってはならないことでございますので、今までもありませんでしたけども、この条例化によりまして、その辺はきちっと徹底したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

労働組合の関係につきまして、ちょっと担当のほうから今どういう状況になっているか、説明させていただきます。

○職員課長（田代雄己君） 組合との関係ですと、組合のほうで正規の——条例でどういうときに組合等勤務時間内に交渉できるかということが定まっております。それが正規の団体交渉になっているんですけど、今現在はその範囲内で、正規の団体交渉をやる場合に限って勤務時間中にやることを認めていると、勤務を免除して対応しているということです。それ以外の事務折衝だったり、あるいは組合の独自の活動につきましては、すべて勤務時間外にやっていただいているという対応を現在とっております。

以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） やはり、きちっとした届け出の制度があるわけですから、そういうことを徹底して、ルールどおり我々のはのつとということを確認をさせていただいて、職員には周知をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前 9時56分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情

○委員長（関田正民君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（粕谷洋右君） 財政状況が厳しくなっているということは確かなんですけども、我々議会人につきましては認識しているところでありますけども、市民の多くの方は余り認識していないようにも思えるところもあるわけですけども、市は市民に対して、どのように予算や財政状況を周知、告知、説明等をしているのかをお伺いいたします。

それと市長におかれましては、みずから出向いて市の状況を説明して理解を得たい、というようなことも話されているわけでありますけども、市民から予算や財政状況についての説明要請等が過去にありましたでしょうか。今までにあった場合は、どのように対応してきたのかをお伺いするとともに、また今後はどのように対応していくつもりでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 2点御質問いただきました。

1点目の、市民に対してどのような予算、財政状況についての周知か、ということでございますけれども、これにつきましては、市報あるいはホームページを通じまして、まず年2回は財政状況の公表という形で、市民の方々にそれぞれ半期ごとの財政状況についての御説明をさせていただいております。と同時に予算につきましても、3月に新年度予算が編成された後、4月になりまして、主な事業についての内容説明を、市報を通してあるいはホームページを通してさせていただいております。このような状況で周知をさせていただいております。

2点目の、予算あるいは財政状況の説明について、市民からの要請があった場合の対応でございますけれども、当市におきましては、ここ3年振り返りますと、19年度につきましては、11月に予算と財政状況についての、これは出前講座の要望をいただきまして、出向きまして予算の状況、財政状況についての御説明をさせていただいております。18年度を振り返りますと、5月、6月の合計3回でございますけれども、18年度予算と財政状況についてということでの説明をさせていただきました。17年度は1回でございますが、5月に17年度予算と財政状況ということで、それぞれ市民団体からの御要望をいただきまして、そちらの内容について御説明をさせていただいたところでございます。

なお、今後でございますけれども、出前講座——多摩湖塾が19年度からできましたので、こちらのほうでもそのメニューの中に、予算に関してあるいは財政状況について、常にお知らせをするという体制を整えておりますので、団体からのお話をいただいた中で十分に説明をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 市長のほうは鋭意努力されているように思うわけでありますけども、今17、18、19年度の説明がありましたけども、市長は何回ぐらい同席されているというか、出ているんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この3年間の状況につきましては、担当課で詳細の説明ということでさせていただいておりますので、財政課長と係長を中心に外向かせていただきました。

なお、市長が説明をいたしたケースでございますけれども、平成16年度に4月の後半でございますけれども、市長初め市の理事者、部長、課長を含めまして、16年度予算の市民説明会を開催した経過がございます。その際には、市長ということで行いました。そのほか、特別こちらのほうで正式に市長からの市民説明会ということでの実施というものはいたしておりませんが、市長のほうはその都度、各団体にお会いした中での話は当然、財政状況についておありかと思いますが、こちらのほうで掌握している実績については以上でございます。

○委員（中間建二君） 陳情者がこの陳情を出された受理年月日——2月25日となっておりますけれども、市では20年度予算大綱の議会への説明等は終わっている段階です。仮にこの段階で、この日にちで、先ほど部長が答弁されたいわゆる出前講座ですね、いい制度をつくっていただいたわけですけど、この要望があったときに、これには担当としては応じられるんですかね、この20年度予算の現況ということについての出前講座では応じることができたのでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 2月25日に陳情をいただいたということでございます。大綱説明を2月13日にいたしました。それから14日にプレス発表ということで、記者のほうにも発表いたしまして、その大綱内容についてのお知らせについては、既に周知というところでございますので、御要請、要望がおありであれば、こちらのほうから外向いて実施いたすことは可能でございます。

なお、予算の審議結果となりますと、当然議会のほうで提案しておりますので、その後、確定したものについてはお知らせすることになると思いますが。

以上でございます。

○委員（中間建二君） もう1点、今回の予算の流れの中でこういう陳情が出るということは、一部の市民の中から説明が欲しいという趣旨での陳情であるわけですが、私も議員になって5年目ですけど、いろんな流れを毎年見ていまして、例えば当然議会に対して、まず予算大綱の説明をする。これはもちろん我々としては先にやってほしいわけですが、これをやり、プレス発表をやり、できればその後、この予算の——議会の議案になり審議になる前に、プレス発表が終わった後の段階で、例えば市民向けの予算大綱説明会というようなものが、もし市のほうでそういうことが開催ができれば、これはより市としては丁寧に予算の案の段階で市民への周知を図っているということなり、これは私は評価できると思うんですけども、こういう手法もそろそろ当市でも取り入れるべきじゃないかとかのように考えるんですけども、この点についての認識をお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 時期的に見ますと、議会前となりますと、この期間、約半月の間だとは思いますが、大綱の内容について私ども企画財政部の担当レベルであれば、これについての実施は可能だと思います。これについては、ただ今まで実施したケースはございません。と同時に、議会の諸準備等々がございますけれども、そういう声が、さらなる声がおありであれば、今後はそういった形で可能かどうか検討はさせていただきますと思いますが、現状では来年実施するということはお答えはまだできませんが、検討させていただきます。と思っております。

以上です。

○委員（関野杜成君） この際、動議を提出します。

本件につきまして、質疑を終了し、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されることを望みます。委

員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（関田正民君） ただいま関野委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○委員長（関田正民君） これをもって、平成20年第1回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時 6分 散会